

令和4年度3月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和5年3月10日(金)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長49番地 岸本公民館2階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 10名
 事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和4年度第12回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番 畑委員・5番 野坂委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の変更届について】
加川議長	報告第32号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第32号1～2番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第32号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第32号、報告させていただきます。
	【報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第33号について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	報告第33号1番～6番の朗読
加川議長	皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	他にないようですので、報告第33号、報告させていただきます。
	【報告第34号 農地所有適格法人の報告について】
加川議長	報告第34号について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	報告第34号の朗読
加川議長	18件ありますが、皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	他にないようですので、報告第34号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第51号 農地法の非適用にかかる証明願いの審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局長	議案第51号1番～3番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、51号1番の案件につきまして、中曾委員、説明をよろしくお願いたします。
中曾委員	2月27日に妹尾委員、宅野委員、事務局の方と申請者の方で現地立会をしました。

	ここは写真でごらんのように、ほんの村中にあります。申請者の方の前の土地で、昔から駐車場として利用されています。農地として回復するのは困難な状態になってしまいます。そんな状態でした。審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	この件に関しまして、妹尾委員、宅野委員、何か補足説明はありますか。
妹尾委員	ありません。
宅野委員	ありません。
加川議長	特に意見がないようですので、この件につきまして皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第51号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第51号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第51号1番は承認されました。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、51号2～3番の案件につきまして、野坂委員、説明をよろしく願いいたします。
野坂委員	2月28日に山下委員、加川委員、事務局の方とで現地確認を行いました。 ここはもう山林といえますか、竹が茂っていて、原野化しています。 審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	立会いされた山下委員さん、何かこれに対する補足説明はありますか。
山下委員	ありません。
加川議長	特に意見がないようですので、この件につきまして皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第51号の2～3番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第51号2～3番は承認されました。
加川議長	議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしく願いします。
事務局長	議案第52号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、52号の案件につきまして立証者の野坂委員、説明をよろしく願いいたします。
野坂委員	さきほど事務局の方からも説明がありましたとおり、2月28日に、山下委員、加川委員、事務局とで現地確認を行いました。 譲渡人の宅地を譲受人が使われて、その後ろにある農地ですけれども、排水路はありますが、用水路がないし、機械で耕作するものこの譲渡人の方の宅地の中を通過して入らないといけませんし、大きなコンバインなども入りませんし、宅地の隣です。子供さんの遊具を設置して、遊び場も兼ねて作りたいという事ですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	立会いされた山下委員、何かこの案件に対する補足説明はありますか。

山下委員	特にありません。
加川議長	この件につきまして皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	ご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第52号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第52号の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第52号は承認されました。
加川議長	続きまして、議案第53号農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第53号 農用地利用集積計画の審議についてです。 この審議につきましては、1件目が農事組合法人伯耆の郷に関する案件ですので、加川会長と議長の交代をして、その場で亀山職務代理の議長でお願いしたいと思います。 他に永見委員、内藤委員、畑委員に関する案件がありますので、その場で審議しますが、それぞれの委員の方は、審議に加わらないようにお願いします。そのあとこのあと総括の説明をしてから、それらを先に審議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 53号-1 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用集積計画に関する案件 (台帳番号 87-100、124-133、139)朗読 53号-2 永見文夫氏の農用地利用集積計画に関する案件(台帳番号156)朗読 53号-3 内藤陽博氏の農用地利用集積計画に関する案件(台帳番号192)朗読 53号-4 畑 嘉夫氏の農用地利用集積計画に関する案件(台帳番号198)朗読 53号-5 その他の者による農用地利用集積計画に関する案件、上記以外の台帳番号 53号-6 農事組合法人清山の農用地利用集積計画に関する案件 (台帳番号 41-57、64-86、101-123、140-152)朗読 加川会長の案件を先に審議したいと思います。
加川会長	議長を交代します。
亀山職務代理	農事組合法人伯耆の郷の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
亀山職務代理	質問がないようでしたら1件目の採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成、議案第53号-1、台帳番号87~100、124~133、139番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。
加川議長	永見委員の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第53号-2、台帳番号156番は承認されました。
加川議長	内藤委員の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。

加川議長	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第53号-3、台帳番号192番は承認されました。
加川議長	畑委員の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第53号-4、台帳番号198番は承認されました。
加川議長	あとは一括して審議したいと思います。その他の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第53号-5、上記の台帳番号以外の案件は承認されました。
加川議長	農事組合法人清山の内田委員の関係する案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第53号-6、台帳番号41-57、64-86、101-123、140-152番は承認されました。
加川議長	議案第54号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局長	議案第54号 農用地利用配分計画(案)について、朗読 54-0 農事組合法人清山の案件 資料番号 農用地利用配分台帳番号1 54-1 農事組合法人伯耆の郷の案件 資料番号 農用地利用配分台帳番号3 54-2 その他の者による案件 資料番号 上記以外の台帳番号 農事組合法人清山の案件を先に審議したいと思います。
加川議長	農事組合法人清山の内田委員の関係する案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第54号-0、台帳番号1番は承認されました。
加川会長	次は私の案件ですので、亀山職務代理と議長を交代します。
亀山職務代理	皆様何かご質問等ありますか。
亀山職務代理	質問がないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成、議案第54号-1、台帳番号3番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。

加川議長	その他の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第54号-2、上記の台帳番号以外の案件は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	<p>3件ほどお願いしたいことがあります。</p> <p>冒頭で会長がマスクのことを言われました。来週からマスクは個人の自由という事ですが、農業委員会の定例会議や公式行事につきましては、引き続きマスクの着用をお願いしたいと思います。と言いますのは、鳥取県に昨日対策会議が出来ました。いまだ毎日感染者が出ているという事で、来週から感染者が出なくなるわけでもありませんし、疾患のある方は亡くられるということですので、我々もそういうことも注意して他人のためにも、マスクの着用をしながら、農業委員会の活動をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>あと事務局の方から、4月以降の利用権設定の法律が変わって、様式が変わります。ただ経過措置があつて、利用権設定は個人間での契約が出来ますが、基本的には中間管理機構を間に挟んだ契約を1枚の用紙でする方法になります。</p> <p>来年度、農業委員・最適化推進委員の改選があります。そのスケジュールを簡単に説明させていただきます。</p>
事務局	<p>皆様のお手元にA3の両面の用紙をお配りしていますが、4月から利用権設定の法律が改正になりました。これからは中間管理機構を通した契約の形になるということです。具体的には、今回の議案でもありましたが、議案の第53号の農地利用集積計画は、相対の利用権設定は、経過措置によって、令和5年度と令和6年度はまだ残ります。令和5年と令和6年の間でしたら、引き続き今までの相対の利用権設定も出来ますし、議案第53号も引き続き2年間は有効になります。</p> <p>また議案第54号の『農用地利用配分計画』が、『農用地利用集積等促進計画』という名前に変わります。</p> <p>今までに中間管理機構を通した利用権設定契約をされている方もいらっしゃいますが、中間管理機構を通した契約をする場合は、相対の利用権設定のA3の用紙2枚に、もう1枚、A4両面の三者契約の用紙を付けて、合計3枚を提出していただいていたのですが、今度4月からはA3の両面の用紙1枚で出来るようになりました。</p> <p>中間管理機構を通した利用権設定の契約用紙の提出に関しては、若干手続きが簡単になりました。新しい様式になりましたが、書いていただくことの内容に関してはほとんど変わっていません。</p> <p>変わるところとしましては、次の4月の農業委員会定例会にかける分はこちらの様式の契約になります。4月の定例会にかけますと、今までの相対の利用権設定でしたら、町の告示という事で、5月1日からの貸借開始ということになっていましたが、今度からは集積計画と配分計画とを一度に鳥取県の告示という事になりますので、もう1か月</p>

	先の6月1日からの貸借開始の契約という事になりますので、ご注意いただきたいと思 います。
事務局長	手続きが1か月伸びますので、更新の時期に今までよりも1か月早く皆様に更新手続き のご案内をする形になります。 この件に関しては、よろしいでしょうか。
畑委員	ちょっと質問です。今までの相対の利用権設定は、4月からは、これは必ず中間管理機 構を通すという事ですか。
事務局	令和5年度・6年度は、経過措置で今までの通りでもよいです。
事務局長	2年間は、猶予期間です。
畑委員	猶予期間はよいにしても、原則は中間管理機構を通すという事になるのですね。 2年間は執行猶予期間がありますが、その期間が過ぎたら、自動的に中間管理機構との 契約になるわけですか。
事務局長	基本的にこちらは、中間管理機構を通す契約を推奨します。 今までどおりの利用権設定で、個人対個人での契約は勧めません。その方が皆様も我々 も楽です。とにかく一本化した方が、事務作業が楽になります。
事務局	それともうひとつ追加で付け加えますと、『借賃支払方法』というところで、『乙を介 した賃料授受』の方法と、『甲と乙が直接授受』の方法とがありますが、結局中間管理 機構を通さずに、地権者と耕作者の方の間で、現金でお渡しするとか、物納でお渡しす るという場合が引き続きあると思いますが、そういう場合は、『甲と乙が直接授受』の 方にチェックをしていただくと、中間管理機構を通さずに今まで通り相対契約のような 形で、現金とか物納で渡すという事が出来ます。
事務局長	契約は中間管理機構を通していても、『甲と乙が直接授受』の欄にチェックをすれば、 物納が今まで通り変わらず可能ということです。現金を渡すにしても、中間管理機構を 通さずに、お金のやり取りや物納は本人同士で行うことが可能だということです。 今までは中間管理機構を通すと、中間管理機構がいったん借りた人からお金を受け取っ て、貸した人に中間管理機構が支払っていました。 次回の契約からは、中間管理機構を通した契約であっても、本人同士でお金や物納のや り取りをしたいという意向があれば、そのままそれが出来るので、あまり変わりはない と思います。 ただ中間管理機構を通すので、利用権設定の契約が一本化されれば、利用権設定契約の 集計等を国に報告するのが簡単になります。 他に質問はありますか。
加川議長	口座振替の用紙は、別に要りますか。
事務局	そうですね、新規の場合はもう1枚、『賃借料口座振込依頼書』の用紙の提出が必要に なります。 中間管理機構が地権者の方に、賃借料を支払うために必要です。
事務局長	中間管理機構の方へ支払う場合はどうなりますか。
事務局	その場合は、中間管理機構の方から耕作者の方へ案内が送られてきます。
野坂委員	それは中間管理機構が絡む場合ですね。
事務局	『甲と乙が直接授受』にチェックを入れられると、『賃借料口座振込依頼書』の提出は 不要です。今までの相対での契約のような形になります。

小西委員	中間管理機構をとおすには、農地を借りる人に資格とありますか、要件がありませんでしたか。
事務局長	3月31日までは、面積要件がありますが、それ以降はありません。
事務局	今までは中間管理機構の方に、借受けの申込書を提出していただく必要がありましたが、それも4月以降は不要になります。
小西委員	そうすると、これからは資格がなくても、個人で利用権設定をする者にも中間管理機構を間に入れて契約するという事ですか。
事務局長	そうです。 今までも耕作する人がいないと、中間管理機構も農地を借りることはなかったので、あまり変わりはありません。
畑委員	今までとあまり内容は変わりませんが、中間管理機構の実績が上がるという事になりますね。
加川議長	その他に皆様から何かご質問はありますか。
畑委員	もうひとつ質問です。今までの下限設定というのは、いつから無くなりますか。
事務局長	4月からです。
畑委員	わかりました。
加川議長	あとひとつの件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農業委員の改選が7月にありますので、3年前に同じように改選がありました。予定としましては、4月10日の区長便で、溝口地域につきましては、区長様宛、岸本地区につきましては、農事実行組合長様宛で農業委員の推薦について、農業委員さん、最適化推進委員さんと合わせて、依頼の文書を送るという予定にしています。 基本的に1か月間の募集期間ということで、そのあと農業委員の評価委員会を開きまして、6月の議会の方に提出して、農業委員の選任ということになります。 7月19日までの任期ですので、7月20日に農業委員会の臨時総会を開いて、そこで農業委員の方の辞令交付をさせていただいて、そのあとに今度は最適化推進委員の方の候補者の方の評価委員会を開催して、8月の農業委員会定例会で、最適化推進委員の方の辞令交付をさせていただくというのが、一連の流れになります。 予定としては、以上ですので、よろしくお願いいたします。
畑委員	そのスケジュールに関して確認したいのですが、今の募集要項に変わる前の6年前は、二部地区なら二部地区の区長さんに集まってもらって、その地域ごとに一応話し合いをするようにしていました。前回は、新型コロナのために出来ませんでした。今回は集まれると思いますので、岸本地区と溝口地区とに分けて、集まってもらうということは出来ませんか。ただ区長便に入れてお知らせするだけですか。
事務局長	区長便でお知らせするだけです。
畑委員	集まるという事はありませんか。
事務局長	ありません。
加川議長	その他に皆様方から何かご質問・ご提案等ありますか。
妹尾委員	集落の推薦とか個人が応募したりすると、段取りはそれからでもいいですか？
事務局長	人をどなたにするかとかの段取りは進めていただいてもいいと思いますが、書類を送るのは、岸本地区は各実行組合長宛に推薦書等の書類を送ります。 締め切りの日付は決まっていますので、前回は4月10日くらいに始めましたので、ス

	ケジュール的に大変ではありませんでしたので、今回も同様にしたいと思います。 南部町は、すでに2月くらいから募集を始められていて、3月中に締め切っておられます。伯耆町の農業委員の方にもそのようにお願い出来ましたが、改選日は同じですから、さすがに早過ぎますので、上記のようなスケジュールで行ないます。
妹尾委員	4月に入れば、農事実行組合長のところにそういった通知が来るということですか。
事務局長	4月10日です。もしよろしければ、区長便で発送する内容を来月4月の定例会の時に、皆様方にもお配りしておきましようか、かかわられる方が多いと思いますので。いかがでしょうか。
妹尾委員	お願いします。
加川議長	では、配って下さい。
事務局長	では、4月の定例会時に、農事実行組合長の送る書類と同様の書類をお配りします。
加川議長	その他に、何かご質問・ご意見等ありますか。
加川議長	他に意見がないようですので、次回の定例会のお知らせをします。
加川議長	次回の定例会は、4月10日月曜日午前9時30分から、本庁舎3階の大会議室で行います。
加川議長	以上をもちまして、第12回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時22分

議事録署名委員

4番 畑 嘉夫

5番 野坂賢一